

広報 高松

6月25日

第 3 5 9 号

毎月 10 日・25 日
福 岡 県 遠 賀 郡
水 巻 町 発 行



3 歳児検診



去る11日、三歳児の検診が行われましたが、結果はいかがでしたか。
人間の発育の中でこの時期は精神的にも肉体的にも、
とても大切なときです。
真の愛情でこれからの発育を見守ってあげましょう。

事故防止

子どもの事故の現状を把握することは、事故防止活動に必要です。「国民衛生の動向」(厚生省)として、毎年発表される国民の死因およびその順位、死亡率などの統計資料によりますと、一歳から四十歳において、どの年代も事故死が第一位になっています。また、実



多い窒息・交通事故・でき死

子どもの事故の数字で事故の死亡をみますと乳幼児と老人にきわめて多く発生

事故の特性

子どもには事故が多い。そしてこの事故による死亡も病氣以上に多いということで、子どもの福祉がきげばれている現在、事故防止は今や私たちが切り離せない大きな問題となっています。そこで子どもが安心して遊べる生活環境を作るために、どのような点に注意を払うべきか、また、そのためにはどのような方法があるか考えてみることにします。

子どもが安心して遊べるには……

していることがわかります。

ちなみに、乳幼児の事故をその種類別にみますと、乳児では窒息が圧倒的に多く、約七割を占め、つづいて交通事故、でき死、墜落の順になっています。このうち、窒息による事故は、大半が生後五カ月以内におこっており、赤ちゃんの呼吸が、何らかの外的圧迫による口や鼻への呼吸閉鎖や、気管支への異物が入ることにより、呼吸困難になるものです。赤ちゃんを寝返りのできないほどやわらかい布団にうつぶせに寝かせ、窒息死させたものが全体の

六〇～八〇%を占めており、また、この事故は夜中に集中して断然多く、睡眠中のおとなの監視不ゆき届きが大きく原因しているといわれます。

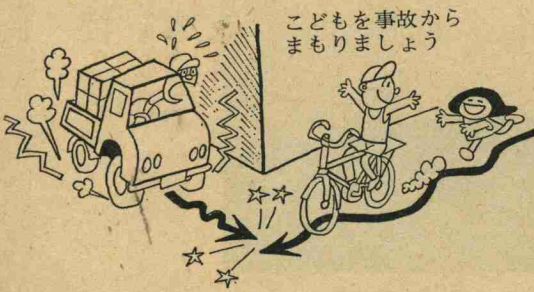
こわい「水」と「車」

さて、幼児についてみますと、赤ちゃんのように家庭内中心の生活から外遊び中心に移った子どもは、事故の上でもいろいろな問題をひきおこします。一歳から四歳までの事故死の内訳とその発生割合をみますと、でき死が四〇%、自動車事故が三〇%で、合わせて七〇%にも達しており、「水」と「車」の恐ろしさが指摘されます。この代表的な種類の死亡は一、二歳台は「水」による事故がかな

り多く、五、六歳と年齢が進むにつれ、「車」の事故が増えてくる関係になっています。

でき死については、浴槽、池、溝、川、水の入った洗濯機などのまわりで遊んでいる時に転落、おぼれ死するケースが多く、それが六月をピークに三月から十一月にかけて、年中かなり広範な時期にわたっています。

また、交通事故死については歩行中に発生したケースが大半で、道路に急に飛び出したケースが約八〇%、その他横断の失敗を加えると、その原因の九三%以上に達し、そのほとんどが子どもの側に過失のある点も明らかになっています。そして幼児の場合六〇%が、小学校低学年児の場合四〇%が自宅から百以内のことで、ある点からも、家庭生活の中の危険な行動が直接影響を及ぼしていることがつくと思えます。



子どもの

事故をなくすには

生活場面での安全管理

子どもの発達特性を

よく理解して

さて、このような事故を防ぐにはどうすればよいでしょうか。

事故防止のためには、一つは徹底した安全管理、二つには子どもをいかに安全生活にむかわせるか、つまり安全意識、安全態度、安全行動のための指導ということが大切な課題になります。

さて、このように事故を防ぐにはどうすればよいでしょうか。

事故防止のためには、一つは徹底した安全管理、二つには子どもをいかに安全生活にむかわせるか、つまり安全意識、安全態度、安全行動のための指導ということが大切な課題になります。

遊園地・公園の安全管理

子どもたちは、遊びを通して一日一日を成長していきます。子どもたちはおとなが考えも及ばない所へ行ったり、いろいろな方法で遊びを考えます。

通学・通園の安全管理

一番注意しなければならぬことは、やはり交通事故の問題ですが、その他通学、通園途中での川、池、沼での水難事故の問題があります。各地域、地区では通学路、通園路が定められています。事故をおこさないために考えられ

空地の安全管理

子どもたちは空地でも良く遊びます。たとえそこが遊びを禁止された場所でも、工事のための資材置場、家庭や工場の廃品置場であろうとも、このようなところはサクをめぐらし、塀を立てて子どもを入れないようにしておくこととなりますが、この安全管理に手落ちがあつて、しばしば事故をおこしています。

安全指導と教育のために 親子学習を十分に

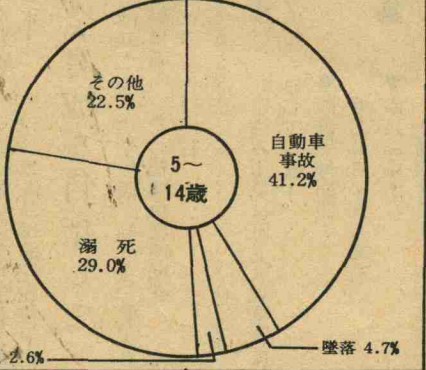
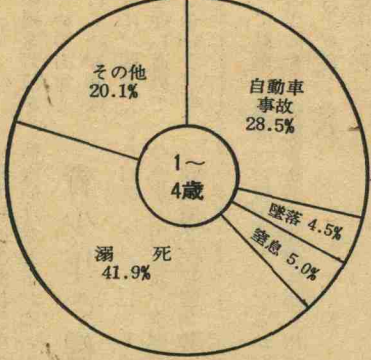
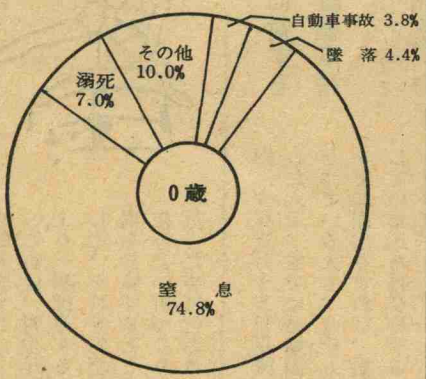
子どもの安全指導や教育に関して、母親らおとなの安全意識、安全態度、安全行動の度合いが極めて幼児的であった場合にはどうなるでしょうか。言うまでもなく子どもの発達に即応した安全教育がなされないことは言うまでもありません。

「乳幼児の事故の実態調査」では、お母さんがもう少し安全管理や指導をなしていたら事故防止ができたと思われるものが、相当多

た方法ですが、この由来は、途中での事故が多く、安全な方法は何かということによって定められたのです。

子供の事故死ワースト3

子どもの事故死は、年代によって異なりますが、何といても交通事故死・窒息死・溺死が圧倒的に多く、ワースト・スリーといえます。つねに親や周囲の人々が注意を払い、子どもの事故死を未然に防ぎましょう。



いことが明らかにされています。かつての複合家族の時代には、生活の知恵としての安全な育児方法が伝授されたであろうが、核家族化した今日、若いお母さんにはそれだけに子どもを、あらゆる角度からみれる能力を身につけておく必要があります。

まず、安全指導、教育のためには、親子学習が十分なされなければいけません。幼稚園児、小学生になり、知的水準や判断力が身につけてきますと、新聞やテレビで報告された事故について、親子いっしょに原因などを話し合い、「同じような事故を起こさないためにはどうしたらよいか」、「君ならどうするか」といった問題を提起して、安全生活を遂行させることも一方法なのです。

子どもの事故を防止するために子どもの事故はどうして起こるのか、その犠牲は何かについて充分理解するとともに、発達にあわせて教育が必要です。またそのために、安全管理と安全指導、教育にあたっては、事故防止が先だつて子どもに大切な積極的な行動力を消さないように生活態型を組むことが大切でしょう。

第2回 環境浄化研究協議会



町では、環境浄化研究協議会
を開きます。
これは、青少年の健全育成を
より一層推進するための方策と
して、それを阻害している悪環
境を排除するとともに、明るく
住みよい町づくりを押し進めて
行くために行われるもので、今

青少年の健全育成を目指して

回が二回目です。
青少年の各関係機関のかたの
積極的な参加をお願いします。
◇日時 7月5日 9時30分
◇会場 古賀区、学習等共用施
設(第3保育園2階)

◇対象者 青少年問題協議会各
委員、民生児童委員、保護
司、地区公民館役員、小、
中学校長、婦人会、PTA、
その他関係機関団体
◇内容

・講演 「青少年の良い芽、悪
い芽を育てる環境とその
治療」
講師 福岡教育大学名誉教授
橋田義雄氏
・映画 中学生、その愛と性
◇くわしいことは町教育委員会
におたずねください。

戦没者等の妻に対する 特別給付金の継続申請

町では戦没者等の妻に対する、
特別給付金の継続申請を付けて
います。

戦没者等の妻のうち、昭和三十
八年法律第六十一号の特別給付金
(い号二十万円)を受給されたか
たで、今回の継続分(昭和四十八
年改正法六十万円)を、まだ請求
していないかたは、五十一年九月
三十日で請求権が切れますので、
期限までに町厚生課民生係で手続
きをされるようお知らせします。

離婚後も婚姻中の姓を 名づけることができます

民法等の一部を改正する法律が
成立し、六月十五日から施行され
ました。

これによると、婚姻のとき氏を
改めた人は、離婚しても離婚後
三ヶ月以内に戸籍法の手定めの届出
をすれば、婚姻中に称していた氏
を称することができます。

また、この法律施行前三ヶ月以

内(今年三月十五日以降)に離婚
した人で、すでに婚姻前の氏にも
どっている人も、今年九月十五日
までに届出をすれば、婚姻中に称
していた氏を再び称することができます。

くわしいことは町住民課住民係
(電話601・4321)におたず
ねください。

乗車定員11人以上の 自家用自動車は

安全運転管理者の 届出が必要

道路交通法施行規則の一部が改
正になり、多数の人命を預る自家
用バス(乗車定員十一人以上)の
適正かつ安全な運転管理を図るた
め、乗車定員十一人以上の自家用
自動車を一台以上持っている使用
者は、公安委員会に安全運転管理
者を選任し、届出をしなければな
らないよう義務づけられました。

この法律が適用されるのは、五
十二年一月一日からですが、現在
乗用定員十一人以上の自家用自動

派米農業研修生の募集

国は、次のとおり米国派遣農業
研修生を募集します。
◇派遣期間 2ケ年
◇派遣人員 200名
◇応募資格

- 年齢 渡米のときに満19歳以上
27歳未満の独身の男子
- 経歴 高等学校以上の卒業生で
現在農業に従事している者、ま
たは、農業関係研修機関、短期
大学、大学に在学中の者で、将
来農業に従事することが明確な
者

- ◇募集期間 6月上旬～7月下旬
- ◇申込方法 福岡県農政部農業技術課に次
の書類をそろえて提出してくだ
さい。申込書一通、健康診断書
一通、戸籍抄本一通

福岡県保母試験

福岡県保母試験が次のとおり実
施されますのでお知らせします。

申込み用紙は町老人児童課に用
意しています。
◇願書受付期間
6月18日～6月30日

▼申込み場所
八幡西区折尾、福岡県速賀福
祉事務所

▼試験日と試験場所
8月4・5・6日
福岡市、香蘭女子短期大学

家事相談室を ご利用ください

福岡家庭裁判所小倉支部では、
家事相談室を設けて夫婦、親子、
扶養、相続の問題など、家庭内のも
めごと及び親族間の争いごとなど
について毎日(ただし日曜、祝
日、土曜の午後を除く。なお、毎
週火・金曜日は午後六時まで)無
料で相談に応じています。
また、希望に応じて相談日に審
判や調停の申し立てをすることが
できるようなにも便宜を取り計らっ
ています。
相談の内容や申し立てされた事
件については秘密が固く守られま
すので、気軽にご利用ください。

登記簿謄抄本の 請求と閲覧

法務局に登記簿の
謄・抄本の請求また
は、登記簿や図面な
どの閲覧に來られる
場合は、
(一) 土地については
所在(何市、町、
大字何) 地番(何
番または何番の
何、付番が付され
ているときは付番
まで)
(二) 建物については
所在(何市、町大
字何、何番地)、
家屋番号(何番ま
たは何番の何)を
登記済証(権利
証)などで確認し
てからおいでくだ
さい。
登記簿の中で、土
地は大字ごとの地
番順にまた、建物は
大字ごとの敷地番の
順になっていますか
ら、所有者名だけで
は登記簿を調べるこ
とができませんので
ご注意ください。

青少年珠算競技大会

町では次の日程で青少年珠算競技大会を開きます。ふるって参加ください。

- ◇日時 7月4日 午前9時から
- ◇会場 水巻町々民会館ホール
- ◇対象者 小・中学生
- ◇申込み

6月25日、午後5時までに地区公民館長を通じて、町教育委員会に申し込みください。

漏水の調査に

ご協力ください

町水道課では五十一年漏水防止対策として、次のとおり夜間作業をいたしますので、ご協力をお願いします。

- ◎6月20日から7月31日まで、午後9時から午前4時まで漏水調査を行います。

◎調査員が宅地内に立入ることもありますのでご協力ください(調査員は、キャップランプおよび腕章をつけています。)

※世帯番号および表札を必ずかけるとともに、飼犬は絶対に放さないようお願いいたします。

なお、各戸メーター横の止水栓の漏水は水道課で補修しますので連絡ください。また、償却期間の経過している各老朽メーターの取替もいたします。

町営墓地を使用のかたは住所を変われば届出を

現在町営専用墓地を使用されているかたで、申請時の住所と責任者の名前が変わっているかたは、町厚生課衛生係に申し出られるようお願いいたします。

なお、転出や転居をするときにも、衛生係に連絡されるようお願いいたします。

替の手続きは

もうお済みですか

郵便局では、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期貯金の利息が有利になる手続き(マル替えの手続き)を取扱っています。この取扱いは、五十二年一月十三日までですから、まだお済みでないかたは貯金証書の日付けをお確かめのうえ、郵便局にお持ちください。

替とは

定期貯金の利率は、お預けになった時点の利率がそのまま十年間適用されます。ところで昭和四十九年九月二十四日に利率が〇・五割引き上げられました。それまでにお預けになっていた貯金を本年九月以降まで引き続きお預けに

なる場合は、この日付けでいったん払戻して再預入されたほうが有利になります。

マル替えの手続きをすると、その手続きの日付けにかかわらず、すべて昭和四十九年九月二十四日にさかのぼって再預入されたものとして有利な取扱いが受けられます。

環境整備センター 女子事務員を募集

▼募集人員 2名(電話の応待の上手なかた)

▼給与 月収7万円、賞与年2回昇給年1回(社会保険有り)

▼通、退勤はマイクロスバスで送迎します)

▼申込先 芦屋町栗屋、有限会社環境整備センター(電093・23・0402)

▼採用 履歴書を一通持参してください。面談の上決定します。

暴走族を追放せよ

ふえる死傷者

みなさんの協力で絶滅を

県内の暴走族騒ぎは、今年も四月十七日を皮切りに五月三日とすでに二回発生し、とくに五月三日は深夜暴走車が見物人の中に突入して、小・中学生を含む多数の重軽傷者を出しており、また、神戸では死者まで出る騒ぎとなつてい

ます。深夜騒音をまき散らし、住民の平静を妨げ、交通の危険を増大させるこれら暴走族の一掃を目指して、警察では強力な取締りを実施していますが、取締りの強化のみでは根本的な解決は望めず、教育委員会、陸運事務所などの関係機関の協力による家庭、学校、社会

のすべてを通じての指導、教育が必要であり、これを受入れる住民の皆さんの協力があつてはじめて暴走族の絶滅が期待できます。

このようなことから暴走族追放対策として「暴走行為をしない、させない、見ない」の「三ない運動」を展開することにしています。暴走族発生の未然防止に住民の皆さんのご協力をお願いします。

7月1日は 国民安全の日



七月一日は国民安全の日です。これは、国民ひとりひとりがその生活のあらゆる面において施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣

化する気運を高め、産業災害、交通災害、火災など、国民の日常生活の安全を脅かす災害の発生を未然に防止しようとする趣旨のものに設けられたものです。

「国民安全の日」には、とくに各人が今までの自己の態度を反省するとともに職場、家族間はもちろんのこと、隣人、町内会の人びととともに、地域連帯の中で日常生活が不安なく過ごせるよう、真剣に話し合い、これを実行に移し、明るい社会、明るい家庭づくりに一層の努力を重ねていきたいものです。

墓の改葬 公営住宅用地になる墳墓
所有者・縁故者は申し出てください

町では、水巻町土地開発公社施工による高松団地造成工事により公営住宅用地となる次の墳墓について、その所有者の確認が必要ですので、所有者または縁故者は51年6月30日までに、町総務課用地係まで申し出られるようお願いいたします。

なお、期日までに申し出のない場合は無縁として処理しますのでご了承ください。

◎ 墳墓所在地 水巻町大字古賀字大浦1679の2 (高松区新北町)

結核健康診断と成人病検診

レントゲン車による巡回結核健康診断と成人病検診(血圧測定、検尿一般)を次の日程で行います。多数受診されるようお知らせします。(対象は16歳以上全員です)

◇日時と場所

7月6日

9時30分～11時30分
猪熊公民館

13時30分～15時30分
古賀公民館

7月7日

9時30分～11時30分
遠賀保健所

7月8日

9時30分～11時30分
吉田ノ二公民館

13時30分～15時30分
吉田ノ三公民館

7月のし尿汲取予定日

- 1日 猪熊釜地区、頃末
- 2日 猪熊山浦地区、頃末
- 3日 猪熊伊藤地区、唐熊県住、吉田片山、ヌメリ石
- 5日 猪熊前田地区、鯉口、御輪地、車返し
- 6日 猪熊喜田地区、高松区、三ツ頭区、垣添、緑風園、中央区
- 7日 猪熊早川地区、高松区、三ツ頭区、中央区
- 8日 古賀、川端商店街、月夜待、伊左座、立屋敷
- 9日 吉田県道筋、吉田大橋、吉田本村、車返し、上二、下二
- 10日 上二町住、下二町住、机社宅
- 12日 机、宮ノ下社宅
- 13日 頃末(6・11・14区)
- 14日 頃末(6・11・14区)、吉田団地
- 15日 頃末(6・11・14区)、吉田団地
- 16日 卯月、頃末(15・18・25区)、松栄荘、吉田団地、美吉野
- 17日 樋口、頃末(15・18・25区)、松栄荘、下二、上二、吉田本村、美吉野
- 19日 古賀、新生街、頃末(15・18・25区)、吉田本村、伊左座、松栄荘、美吉野
- 20日 猪熊町住
- 21日 古賀県住
- 22日 古賀区(78棟～117棟)、樋口川端通り、みずほ
- 23日 古賀区(56棟～77棟)、頃末6・11・14区)、みずほ
- 24日 古賀区(13棟～153棟)、みずほ、樋口アパート、麻生アパート、下二幼稚園通り
- 26日 鯉口区、猪熊(山手、徳丸アパート)、下二幼稚園通り
- 27日 鯉口区
- 28日 樋口商店街
- 29日 梅ノ木区
- 30日 梅ノ木区
- 31日 梅ノ木区

お知らせ

◇場所 水巻町民会館ホール
◇料金 無料

7月の心配ごと相談

町社会福祉協議会では、七月の心配ごと相談を次のとおり行います。どのようなことでも気軽に相談ください。

◇日時 7月6・16・26日、時間はいずれも13時～16時30分

▽場所 水巻町々民会館

また、ごみは五軒から十軒くらいで一まとめにし、一ヶ所に集めて出すようお願いいたします。

お礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申しあげます。

上二

故広川オチヨ殿 広川一殿

古賀区

故高崎政十郎殿 高崎政直殿

吉田団地

故川畑五雄殿 川畑ハマエ殿

頃末青年団O・B、前田元洋さん

他のかたたちから、地域福祉に役立ててほしいと、ご寄贈がありました。あつくお礼申しあげます。

し尿収集料金は家族の人員で

し尿収集料金は、住民登録の人数で支払うようになっております。料金について不審な点があれば、町厚生課衛生係に連絡ください。

ごみは一ヶ所に

ごみを出すときはポリバケツに入れたまま出さず、ビニールの袋に入れてから出してください。

身障者将棋大会

町内に住む身体障害者のかたで身障者の会を作り、自ら進んで障害を克服するとともに、相互の親

日曜在宅医

6月27日	楠本医院	内児科	大膳橋	093・24・0385
7月4日	前原医院	内・児科	樋口	691・0553
11日	坂口医院	婦人科	頃末	691・2943
18日	楠本医院	内・児科	頃末	691・2873

診察時間は9時から17時、原則として往診はしません。

◇申込みとおたずね
水巻町梅ノ木、竹井松之助
(電) 602・6339

ぼくを深めるために活動していますが、今回、次の日程で将棋大会を開きます。参加を希望されるかたは早目に申込みください。

◇日時 7月11日 10時から

◇場所 水巻町々民会館 日本間

◇会費 100円(昼食は用意していません)

◇申込みとおたずね
水巻町梅ノ木、竹井松之助
(電) 602・6339

訂正

六月十日号広報掲載記事で、町民体育競技大会、軟式庭球の日時を六月十三日としていましたが、弓道だけが六月十三日、他の種目はすべて六月二十七日に行われます。訂正するとともにおわびいたします。